

仙台市環境影響評価審査会 議事録（要旨）

■日 時	平成 24 年 1 月 30 日(月) 15 時 30 分～17 時 52 分
■場 所	小田急仙台ビル 4 階 会議室 2
■出席委員	持田委員、風間（基）委員、風間（聰）委員、永幡委員、西田委員、松八重委員、三上委員、溝田委員、安井委員、山崎委員、山田委員、山本委員、横山委員
■欠席委員	清和委員、武山委員
■事務局	小林環境局次長兼環境部長、久保環境都市推進課長、早坂環境対策課長 (環境都市推進課環境調整係)
■ 事業者 1	(仮称) 仙台市荒井西土地区画整理事業 事業者
■ 事業者 2	仙台市荒井東土地区画整理事業 事業者

事務局	【次第1 開会】 ・審査会成立報告
事務局	【次第2 資料確認】 ・資料確認 ・参考資料1「仙台市環境影響評価条例の一部を改正する条例の概要」により、平成23年度第4回定例会において、改正案のとおりに議決された旨報告。
持田会長	【次第3 審議】 《公開・非公開の確認》 原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息場所に関する事項があれば非公開とする。 →(各委員了承) 《署名委員の確認》 議事録署名 山田委員に依頼 →(山田委員了承)
持田会長	【次第3 審議（1）】 それでは、(仮称)仙台市荒井西土地区画整理事業の環境影響評価手続の簡略化について事務局から説明をお願いする。
事務局	条例改正により、震災対応として、アセス手続の簡略化を、事業を限定した上で可能としたが、この度、(仮称)仙台市荒井西土地区画整理事業について、事業者から、手続の簡略化の申出があった。 まず、事業の概要について、区画整理課からご説明する。
区画整理課	(参考資料2について、区画整理課から説明)
事務局	次に、事業者からの申出と諮問について、事務局から説明する。

	(資料 1-1, 1-2について事務局から説明) 次に、手續の簡略化についてご議論いただくに際して、その一助となるよう事務局が関係部局や事業者等から状況を聴取した上作成した簡略化の一案をご説明する。
事業者1 持田会長	(資料 1-3について事務局から説明) 続いて、本事業に係る調査、予測及び評価について、事業者から説明する。 (資料 1-4について事業者が説明) ただいまの説明に対して委員の皆様からご質問、ご意見をお願いしたい。 最初に確認したいが、まず資料 1-1により、市長からこの事業に対する影響評価の手續の簡略化について意見が求められ、次に、資料 1-3のような簡略化のスケジュールが事務局から一案としてご提示があった。案によると、方法書を省略し、今日の審査会の意見を最大限準備書に反映させることとなっている。要するに、方法書手続きを省略し、その他の手續も可能な限り迅速化し、被災者の方に少しでも早く住宅を供給しようということである。資料 1-4では、方法書は省略するが、通常方法書で議論する中身を本日お話しする。これだけやったから省略させて欲しいということである。 つまり、簡略化に関して、皆さんにご承認いただけるかということと、資料 1-4の内容が準備書に次に行く前段階としてどうであるか、足りない部分についてご意見いただくということである。
風間（聴）委員	資料 1-4 の 14 ページの排水についてお伺いしたい。この下流は、ポンプで排水していたと思う。排水した後で調整池で幾分か溜めるとは思うが、本事業からの排水が増加することについて、調整池に入った後の排水や、貯留後の下流の排水のポンプの能力などの検討は既に行っているのか。 今まで水田で結構水を貯留できていたのが、全部流れいくことになるので、その排水についてどのように考えているか、具体的に教えていただきたい。
事業者1 風間（聴）委員	現状の考えでは、本事業地での水は常時貯留し、下流の雨水幹線が流せる状態になったら調整池から流すという考え方である。 調整池からはそのまま重力で流すのか。
事業者1 風間（聴）委員	調整池の現計画ではポンプアップである。 調整池への流入は自然流下で、調整池から排水する時にポンプで出すということか。
事業者2 風間（基）副会長	そのとおり。 簡略化の手續については特に意見はない。 ただし、震災後の関係で、例えば、資料 1-4 の 52 ページ、53 ページ

持田会長
事業者 1
三上委員

に沈下量のことが書いてあるが、震災による広域沈下分が入っていない。
土地区画整理をする時に宅盤の標高を幾つにするかということの考え方、
地殻変動との関係で整理しておく必要がある。特に、下水道や上水道の整備
レベルとの関係があると思う。

では、これは宿題ということをお願いする。
はい。

ここで発言すべきか分からぬが、実際にどれくらい緊急性があるかとい
うのがいま一つわからない。アンケートについても1,000人のうち、
ここにもし移るとしたらという質問の仕方であり、実際に、1,000人の
うち864人移ってくるのかというのが気になる。また、若い人であるとか
年配の方が多いかという年齢構成で、そのまちづくりは大分変わるものではな
いか。他に幾つか既に事業が進んでいるところがあるので、さらにここに1,
600人規模の事業が本当に必要なのか。もう一つは、仙台市に対して発言
すべきかと思うが、このように荒井北地区、東地区などとばらばらに事業を
実施するのはいかがなものか。この四つの面積全部を合わせたものを開発し
ますと言われたときの評価と、ばらばらに持ってこられたときの評価は、や
はり、大分違うと思う。

ここでそれを言ってすぐに変わるものではないことは理解しているが、他
に言っておく機会がないような気がするので、お伝えする。

今の件はどなたにお聞きしたらいいのか。緊急性と言われるが、荒井地区
は既に幾つも開発がある中で、加えて荒井西を緊急にやる必要があるのかと
いうことと、ばらばらに出てきたが、まとめて考えるとまた違うという話も
ある。

持田会長

事業者 1
風間（基）副会
長

緊急性については、事業スケジュールベースかと思う。
私も申し上げたいが、なぜ、アンケート対象を人数でやっているのか。世
帯数で実施しないと区画整理事業で用意する世帯と対応がつかないのではな
いか。

区画整理課	<p>まず、今回の参考資料2の方でも最初に説明したが、ピンク色に塗っているところが移転の対象になる地区である。</p>
	<p>こちらでは、約2,000世帯の皆さんが集団移転あるいは単独移転で西側の安全な地域に移転していただく必要があるというところがまず一つ、課題としてある。</p>
	<p>もう一つが、例えば、荒井駅周辺だと、平成27年に開業する東西線の沿線まちづくりということで、組合主体の区画整理事業が進んでいる。つまり、新市街地の形成の予定というところと、今回の災害で被災者の受け皿として緊急に市街地の整備が必要だという、この二つの条件があり、こちらにある、荒井東はもう既に事業を進めていたが、荒井の南、西、それから駅北の組合の皆さんに前倒しで事業をしていただくようにお願いしてきたところである。</p>
	<p>今まで仙台市では何回か被災者の皆さんにアンケートをとっているが、今回、紹介させていただいたアンケート調査は、たしか2回目のアンケートだったと思う。この後、被災者の皆様に対する防災集団移転での支援策、それから、仙台市独自の支援策を説明させていただき、去年の年末から今年にかけて、今現在もアンケートを行っているところである。こちらで紹介したアンケートは「防災集団移転促進事業等に関する意向調査」であり、対象は、東部道路よりも東側の土地と建物の所有者である。今現在行っているアンケートは、先ほどの参考資料2のピンクで塗っている移転の対象となる地区の土地、建物所有者についてである。</p>
	<p>今回紹介させていただいているアンケートの時点では、まだ仙台市の支援策、国の防災集団移転の支援策が明確でなかった。その中で、実際に新しい生活再建をするために移転するとすればどちらを希望されるかという内容である。</p>
風間（基）副会長	<p>これは世帯主ということか。</p>
区画整理課	<p>そのとおり。</p>
風間（基）副会長	<p>それでは、参考資料2の2ページの希望者数を希望世帯と読みかえても良いということか。</p>
区画整理課	<p>そのとおり。</p>
持田会長	<p>委員によって意見、判断が変わると思うが、移転先が必要なことは間違いない。では、わざわざ荒井西までやる必要があるかという議論かと思うが、なかなか難しい問題である。</p>
風間（基）副会長	<p>逆に圧倒的に足りないわけである。</p>

区画整理課	また、基本的には移転先としては市街化区域を考えており、今、田子西、それから荒井東については市街化区域に編入して区画整理事業を行っている。荒井の南と西と駅北については、ただいま調整区域だが、こちらも市街化区域に入れて新市街地を整備する予定である。ですので、移転する皆さんには基本的には市街化区域に移っていただきたいと考えている。一方で農業を営んでいる方もおり、そういう方には、荒井地区は遠いという方もいらっしゃるだろうから、この参考資料2の黄土色で3カ所ほど縦長でくくっている地区に移転希望される方があれば、こちらへの移転も考えるということで示している。
持田会長	移転先をどこにするかは、ご議論があると思うが、これはまた別途復興計画の方で決めていくことであり、荒井西も市の計画の中では重要かつ緊急な場所とは位置づけられているということで、次に行かせていただきたい。
三上委員	資料1－4について。調査を行うということだが、簡略化するので、その分、通常の調査よりも短くなる。それを補うために、調査の密度を上げていただきたい。中途半端な調査で影響がないと言ってしまうのではなく、しっかり調査をし、影響は大きくなないとしっかり言うのが事業の進め方として正しいと思う。
	その点で申し上げたいが、まず鳥類調査のポイントを増やして欲しい。102ページで、定点調査の位置は2ポイントしかないが、居久根から結構距離があるので、例えば、このPBをもう少し北にし居久根を十分に踏まえて欲しい。また、事業をすれば当然、事業地の周辺にも影響が及ぶので、事業地の外側も少し見るべきである。この地図で言うと、例えば、下の400mと書いてあるところの上のあたりから100m上のあたりにもう一つポイントをとるような方式があると良い。
事業者1	フクロウなどは気をつけるとあるが、夜の鳥はなかなか見つからない場合があるので、3月の「猛禽類求愛」というところあたりで、もしフクロウの仲間がいるとすると夜確認できるはずなので、夜の調査を入れて欲しい。
三上委員	それは考えている。
事業者1	それから、5月の「繁殖期」調査だが、事務局からのスケジュール案によると、6月に審査会を開くことになっている。ぎりぎりになるかもしれないが、なるべく5月の半ば以降に、2、3日かけてやって欲しい。
三上委員	調査は大体3日で考えている。この場合、繁殖期も早く来る個体と遅れる個体がいるので、それらにも対応したい。
	居久根に関してだが、今の話だと居久根の保全の余地はまったくないイメージで聞いてしまった。例えば、費用はかかるかもしれないが、公園に移植することを検討してみるなど、なるべく景観も含めて残す措置を検討して欲

	しい。
事業者 1	鳥類調査の方は検討する。現在までに調査した範囲で言うと、2地点設定している定点のポイントは比較的視認ができる範囲であり、今ご指摘の内容については、ほぼ対応できていると思っている。ただ、今後の調査について少しポイントを追加するなどは一度検討したい。
山田委員	居久根については様々な関係者があるが、どんなことが可能かについて準備書までにもう少し検討の時間をいただきたい。
永幡委員	87ページの影響評価項目の選定及び考え方(2)、水関係のその他ので、pHが配慮項目になっているが、工事に伴う排水も、配慮項目として挙げておいた方が良いのではないか。セメント系固化剤を使うと思うので、pHが上がる可能性があり、排水については配慮すべきと考える。 二つ目だが、17ページの調整池に関する環境保全措置の方針で、いろいろご配慮いただき、自然との触れ合いの活動の場等にこういった調整地を使うべきかということの意見もこういった審査会では出てくるかと思うが、それについては余り触れられたくないということは読み取った。しかし、その後の2行があいまいな表現なので、もう少し明確に示していただきたい。「道路や歩行者用専用道路により有機的なネットワークを図り、周辺の田園・生息環境と親しめるまちづくりを行っていく。」としているが、調整池や居久根などといったものを様々な生態系の拠点とする場合に、コリドーとして道路や歩行者専用道路を使っていくことであるならば、おそらく具体的には何か植栽を施してということだと思うので、もう少し植物を植えるとか、そういったコリドーを意識した景観づくりあるいはその整備を行っていくということを具体的に示していただいた方がわかりやすいと思う。残念ながら、調整池などが余り親しめる場としては提案しにくいようなので、できるだけそういったところで補完していただきたい。 まず、資料1-3の方のスケジュールについて、基本的には余り大きな影響はないが、1点だけ気になるのは、意見書の提出期間が通常は2週間までが1週間になっており、これはもともと図書を見た後、文章を書くのに、ある程度時間が必要だろうということで2週間見ていると思う。緊急時だからといって書くのが早くなるとは思えないで、意見を本当に欲しいと考えるのであれば、公告・縦覧の期間は短くなってしまうのはしょうがないが、この意見書提出期間に関しては、やはり2週間あった方が良いと思う。 騒音に関しては、見た感じ最低限やって欲しいことは満たされているようだ。ただ、こここの調査の土地利用だけを見て、ここに商業地があって、そこで車が流れるだろうという話だけで済むのであればおそらくそれで良いが、周りの地域も開発されるので、その商業利用などの関係で、車の流れが随分

持田会長

変わってくるのではないか。周辺の土地の利用計画なども出てきているので、それらにも配慮した上で、本当にそうなのかというのを確認していただきたい。

事務局（環境調整係長）

まずスケジュールの方だが、私もここでわざわざ1週間惜しむ必要があるのかという気がする。

これについては、まず、第2回目の審査会までに先生方にどんなご意見が出たかというのをお示しできるようにと考えたのが一つである。

また、今回、環境影響評価条例を環境影響評価法の改正に準じて改正したがその中で、平成24年4月1日以降に行う公告及び縦覧に係る環境影響評価図書は、これまでの現物縦覧に加えて、インターネットによる縦覧も行うこととしている。つまり、この荒井西土地区画整理事業の準備書も、インターネットによる縦覧を行うこととなり、時間的な制約、地理的な制約を受けることなく見ていただける状況になる。今までより格段に利便性が向上し、より多くの方に縦覧をしていただけるものと考えている。さらに、意見書の提出期間の短縮についてご意見をいただいたが、こちらもご家庭や事業所でインターネットにより図書の縦覧を行いながら意見書を作成できるなど利便性が向上される。なお、この意見書の提出期間は公告日からになるので、結果として3週間はお時間をいただける形となっているので、ご理解いただきたい。

持田会長

たかだか1週間だと思うけれども、ここの1週間が次の審議会のスケジュールでクリティカルだということである。ネットでも見ることができ、縦覧が始まればすぐ意見は出せるからということだが、よいか。

永幡委員

はい。

持田会長

もう一つの騒音についてだが、確かに、色々なところで同時に事業が行われると、個別に見ているのと、人の流れも変わってくるのではないか。

事業者1

その辺は想定し得る範囲でできるだけカバーしたい。

安井委員

18ページの霞目の航空機騒音について、説明願いたい。

事業者1

まず、航空機騒音は18ページの図の緑の⑧のところで調査をしている。それとは別に一般環境騒音、道路交通騒音を、それぞれ赤の①、黄色の②から⑤で測定を行った。

航空機騒音の結果は20ページに示している。1週間の測定を行い、飛行回数23回、測定値がWECPNLの方が53、Ldenの方が42となり、基準よりは低い数字であった。また、参考として表の下に示している仙台市実施のデータを見ても、最も低い測定結果のレベルと大体同等である。

それとは別に、一般環境騒音や道路交通騒音は、通常は演算をするときに航空機騒音を除外するが、この地域は、ヘリコプターが出入りするという状

況があるので、除外しない場合にどのくらいのレベルになるのかを、除外した場合と比較した。その結果、一般環境騒音の測定場所だと、特にこれといった音源を特定しない場所なので、やはり若干その影響が出る。昼間と夜間の平均値で見ると、1デシベルぐらい上がってしまう。しかし、道路交通騒音の方は、自動車の音源の方が大きく出るので、ほとんど差がない。ただ、一番その飛行場に近い⑨では、平日で1デシベルぐらいの差が出た。

つまり、道路環境騒音については航空機騒音についての影響を神経質に考える必要はないが、一般環境騒音については、どちらをとるべきかという検討は必要かと考えている。

安井委員 以前に比べて、霞目飛行場を飛ぶ飛行機の数が減ったということなのか。蒲町小学校は防音工事しているが、航空機騒音の影響は大きくないのに、防音工事をしているということになるのではないか。

事業者1 今はヘリコプターだけの基地になっている。当然、震災のときはここが起点となり、支援が来たので物すごかつたが、今は落ち着き、訓練が主である。霞目の近くには県の防災ヘリなどもある。

安井委員 ちなみに、この調査期間1週間で一日平均23機の発着があった。
事業者1 さらに、市の参考のデータでは、6回から132回とあるが、5の地点では231日調査期間を実施し、平均して一日あたり29回ということなので、年間ならせば大体このぐらいなのではないかという印象を持っている。

永幡委員 こういう航空機、基地などのときは1日当たりの飛行回数が違うが、うるささは、飛行機が多く飛ぶ日の印象で評価されるという結果が出始めているので、完全にならして考えるのは危険だと思う。

一方で、大丈夫ではないかと思ったのは、20ページの週間測定表によると、10月27日が61回と多く飛んでいるが、この時でも基準を満たしている。これよりもっと多く飛ぶという話になってくると考えが違ってくるが、なので、とりあえず、この程度で済むのであれば大丈夫ではないかという印象を持っている。

安井委員 小さい飛行場だから、大きなジェット機は飛べないということだろう。それほどどうるさくないという理解をした。

永幡委員 データで見る限りは、そういうことだと思う。
山崎委員 手続に関しては、公告・縦覧、意見提出の期間を短くするということだが、それの代わりというのも何だが、このスケジュールが決まったらできるだけ早い段階で、予告をインターネット等でしたらいかがか。例えば、「何月何日ごろにこういうことに関する公告が出る予定なのでごらんください」というようなことをあらかじめ出しておくことによって、見そびれを防ぎ、確実に見ていただいて意見をいただけるようにするようにしたらいかかがか。

事務局（環境都市推進課長）	おっしゃられたように、ともすれば見逃されてしまうおそれがあるので、仙台市ホームページのアセスコーナーで予告告知をするなどの工夫をしていきたいと思う。
山崎委員	大気関係だが、七郷の測定局のデータを使っており、平成23年度の測定結果は、特段これまでと大きな変化は見られていないということで、これは多分それで良いのだと思うが、たまたま、例えば、平均的な要素が低いのに、何か震災の影響がプラスされて見かけ上見えなくなっているという可能性も全くはないと言えない。そこで、七郷よりも少し内陸側の、ここだったら沿岸部の震災の影響を受けていない地点一、二カ所で、そこでも平成23年度は特別な年ではないというのを見ておけば、説得力が上がると思う。
持田会長	交通量が8,000から2割、2,000台ふえたのに、なぜ変わらないのか。
山本委員	調査時点が違うからではないか。大気の調査時点と、それから交通量を調べた調査時点が全く違うので、それらを整合性のあるデータにしないと、正確な議論ができないと私も思う。
	季節によってもかなり違うし、車両も、震災後初期のころは余り通らない、被災地方面へ行かないということがあったが、秋ぐらいからは、もうほとんど皆さん行けるところまで行くという状況になっている。
	車の台数は七郷で調査しているのか。
事業者1	七郷ではないが、七郷に沿っている幹線で10月に行っている。
山本委員	濃度が高いとか何とか大気汚染の広がりはそれほど大きくなく、割合局所的である。よって、離れたところで、直近のところだからといってはかった値は必ずしも正確とは言えないので、住民の方も含めて納得できる形の測定を考えられた方が良いと思う。
持田会長	すると、震災車両の影響がないと思われるところで、平成23年度の特徴をまず見て、平成23年度が例年より少ないのが普通で、そこで震災車両の影響があるからこの場所では例年どおりに見えているかどうかという話が一つと、それから、車両の調査の時期と場所と、NO _x 濃度とか大気汚染を測定している場所と時期、これらが整合がとれていて、その車両の増減などをきちんと踏まえた濃度が出ているかと、そのあたりを注意深くやってほしい。そういうリクエストということでおろしいか。
事業者1	はい。大気の現地調査のデータも含めて、その辺は検証する。
溝田委員	居久根の保全に関しての意見だが、17ページの真中ぐらいに「まとめた居久根集落地区が存在しない限り保全は難しく、景観的にも周辺になじまない」と書いてあるが、この周辺地域の居久根の分布状況についての図が75ページにある。一番西側に今回の居久根、梅ノ木地区があり、その隣に長

喜城、そして広瀬地区の居久根と三つある。今回は、荒井西地区だけだが、荒井南と荒井東をこの地図に入れると、三つとも分断される形になる。

今回、文章を見る限り、今回は居久根の保全を本開発の条件にはしないと書いてあるので、仮に一つの居久根がなくなったら、その時点でまとまつた居久根集落ではなくなるということで、ほかの二つも切られる。ほかの二つも分断されて周りは市街地になって、居久根だけ浮いたような形になるので景観的にもなじまないという形になるのが目に見えている。やはり、先ほど三上委員が言わされたように、ここは荒井西地区だけ一つを切り取って見るのではなく、ほかの荒井南、荒井東とか、そういうところと一緒に見て議論していくかないと居久根の保全というのはできないのではないかと思う。

また、仙台市が進める「百年の杜づくり」で守りたいと言っているのだから、やはり、仙台市が本当に守りたいのであれば、何らかの手立てをしないといけないのではないかと思う。

居久根については、まことに遺憾だが、次の報告事項で荒井東でも保全できなくなったという話が出てくる。

居久根の話は全く私も同じようなことを思っている。私は現在「百年の杜づくり」の方の「杜の都の環境をつくる審議会」の委員であり、「緑の基本計画」の改定という作業を行っている。本当は震災の少し前に大体できていたが、震災の影響で、この辺が劇的に変わってしまったので、1年遅らせて、今、もう一回この辺のことを含めて議論しており、そこで居久根の保全も謳われている。

そのこととこのアセスの話が私自身も大変気になっており、アセスの段階で保全と言われてもなかなか難しい問題も事業者の方にもあるので、そちらの「緑の基本計画」の改定の場では、こちらの意見は十分伝えさせていただく。アセスの事業者の方にもなるべくご検討いただくということだが、「百年の杜」の方には私の方からもこの場の意見は間違いなく伝えるようする。

資料1－3によると、現況調査は9月から始まって5月に終わるという形であり、植物の調査では、一応、夏季、秋季、春季と3期となっているが、9月と10月を夏季、秋季と見るのは、いかがなものか。昆虫などでも同じことが言えると思うが、最も活動の活発な夏の時期、本当の夏の時期が完全に抜けているので、そのデータのロスがどれぐらいあるかが気になる。

周辺で行われている区画整理事業のデータなどを引用し、例えば、そこの調査では出なかった種がかなりあるようだったら問題があると思う。比較したときに、余りそういうものが無いようであれば、例えば、5月の調査を少し遅らせてもう一回やらなければいけないということはないと思うが、その辺等はデータを見比べて、各調査の漏れがないように配慮いただきたい。

持田会長

横山委員

事業者1 持田会長	<p>了解した。</p> <p>それでは、大体意見も出そろったところかと思う。資料1－3の事務局から提示された簡略化については、公告・縦覧について、山崎先生がおっしゃったように、事前に予告を出すなどを考えていただいた上でこの簡略化に沿って進めるということでいいか。</p> <p>→（各委員了承）</p> <p>それでは、本日資料1－4に関して色々出された意見は、次の資料に十分反映させていただくということで、ご承認いただいたということで進めさせていただく。では、答申の文面などの調整については、私と風間副会長にお任せいただくということでいいか。</p> <p>→（各委員了承）</p> <p>それでは、そのようにさせていただく。</p> <p>また、調査予測及び評価の方法についての本日のご質問、ご意見については可能な限り取り入れて、準備書を作成するように事業者の方にお願いする。</p>
持田会長 事務局	<p>【次第4 報告（1）】</p> <p>次第4 報告に移る。</p> <p>まずは、「（1）（仮称）仙台市荒井南土地区画整理事業の環境影響評価手続」について、説明をお願いする。</p> <p>本事業は、先ほどの「荒井西」と同様に、津波被害者等への安心・安全な住まいの早急な確保のための事業として復興計画に位置づけられているものであり、「特に緊急に実施する必要」のあるものと認識している。本事業に係るアセス手続は、簡略化せずとも、平成26年10月の保留地供給開始が可能であると考えられるが、通常よりもより迅速に手続を行う必要があると考えている。その手続の流れを、資料2に示しているので説明する。</p> <p>（資料2について説明）</p>
持田会長	<p>ただいまの説明について、皆様からのご質問、ご意見はあるか。</p> <p>→（質問、意見なし）</p> <p>それでは、みなさんご了解いただいたということでこのとおり進めさせていただく。</p>
持田会長 事務局 事業者2 持田会長	<p>【次第4 報告（2）】</p> <p>報告事項の2番目、「（2）仙台市荒井東土地区画整理事業の事業計画の変更」について、説明をお願いする。</p> <p>資料3について事業者から説明する。</p> <p>（資料3について説明）</p> <p>それでは、ただいまのご説明に対して皆様のご質問、ご意見をお願いしたい。</p>

安井委員	<p>多分、私が意見を申し上げて、2ページの図1のように変えていただいたことに対して、非常に評価をしていたところであるが、今回の震災に付随し、色々と致し方のないことが様々起こり、これはどうにも仕方がないのだろうなと思っている。最初はこっちの右側だったのを、意見を言って、この設立認可申請事業計画の土地利用計画というふうに決まったので、変更をしたということについては、私はそれをとても評価をしていた。単に木だけなら木を植えればいいが、実際に家が壊れてしまったら、屋敷林という形態がなくなってしまうので致し方ないとと思う。</p>
	<p>ただ、このことが前例になってなし崩しにならないように気をつけて、見張る目を持っていきたいと思う。</p>
三上委員	<p>災害だからしょうがないと思う。皆さん、ほかの方々はどうか。 今、安井委員がなし崩し的に変わってしまうと困るとおっしゃった。私ももうこれはしようがないと思うが前例にならないようにしたい。</p>
	<p>それで、この5ページの（2）に書いてあることでは、屋敷林は切っても影響はないということになってしまふ。ここには理由を書かなくても良いのではないか。もう仕方がない。こういう事情で環境の改変はあるが、この事業はこうすると。それ以上のことは書かない方が良いのではないかと思う。</p>
持田会長	<p>私も、屋敷林が形成していた樹林景観は失われるが、この後、色々な場所で生け垣ができたり、緑を植えたりするから、そういう緑の景観は残るといふか、そういう普通の家の生け垣とか、1,000m²以上の開発で緑を植えなさいと言っている緑と屋敷林というのは違うもので、置きかわるものではないのに、あたかも置きかわるような論議はしない方が良いと思う。</p>
	<p>「歴史的景観を私たちは壊します。と、申しわけありません。しかし、今回の場合はもう特例なので勘弁してください。」とはっきり書いた方がまだ良いと思う。かわりに生け垣を植えますと言ったら、それでは生け垣を植えれば屋敷林を切って良いといふという話になるのが、そういう話ではない。</p>
風間（基）副会長	<p>生態系などは注意深く行えば補うことはできるかもしれないが、歴史的な価値のようなものは新しくできた開発に植栽しても置きかわるものではない。</p>
	<p>たしかに、この事例に関して言えば仕方が無いと、多分、全部の委員の方もおっしゃるのではないか。しかし、なし崩しにならないようにしなくてはならない。</p>
	<p>やはり、市としてその歴史的景観を守るという視点で言うならば、先ほどの参考資料2の市街化調整区域内の黄土色の部分に農家が移るようなところで、居久根的な整備をするとか、そういうことを積極的に踏み込んで書いていただければと思う。答申では、全く関係ない事業については言えないのか</p>

	もしれないが、何かうまく書ける要素があれば。
持田会長	<p>私も、荒井西のときもそうだが、荒井西で、例えば、屋敷林がなくなるから荒井西の中の公園を持って行くというよりは、今はこの被災地全域で色々なことがダイナミックに動いているので、その中のもっと適所に適した形で新しくそういうものが配置されることが望ましいと思う。</p> <p>それをどの形でどこに書き込むのかがわからないが。</p>
事業者2	<p>ただいまご指摘いただいたご意見を踏まえ、荒井東地区には屋敷林というものが現存しており、事業あるいは組合としては守るという姿勢を持っていましたが、地権者の事情で失わざるを得ないということをストレートにとらえ、事後調査報告書の中に記載するようにしたいと思う。</p> <p>その上で、現存する生態系等を踏まえて、ミティゲーションの考え方等に基づき、できる範囲で地域内の緑化を図ることにより、対応するという程度にとどめさせていただきたいと思う。</p>
事務局（次長兼環境部長）	<p>まず、今の件については、事務局の方でも、ご趣旨は理解したつもりであるので、震災の影響でやむを得なかつたが、中で緑を植えて少しでもという努力はしていただくという形に書きかえていただくということで、私どもも調整をさせていただきたいと思う。</p> <p>それから、風間先生の方からお話のあった件は、仙台市にとっても非常に重要だと思う。</p> <p>先ほど持田会長からもお話あったが、現在、「緑の基本計画」の中でどういった保全ができるかを検討しているところである。今のところは誘導していくとか、税制上の優遇措置や支援を行っているので、その辺をもう少し手厚くしていただくということになるのではないか。また、新たに、先ほどの黄土色で市街化調整区域に移られるところについて、できるだけそういうところで農業される方が、そこに居を構えるのであれば、そういう景観も踏まえた形でやっていただくような検討をするというのを、百年の杜推進部の方にも伝えていきたいと思う。</p>
百年の杜推進課	<p>本日は、居久根の保全・保存について、今どんな制度があるのだということ、居久根の議論は今、どんな形でやっているのか、緑の基本計画の委員会がどんな形で動いていて、どういう方向で行こうと思っているというあたりを差し支えない範囲で説明していただきたいと思い、建設局から来ていただいているので、説明させていただきたい。</p> <p>（当日配布資料配布）</p> <p>今ご紹介いただいた、建設局の百年の杜推進課、緑地保全係長菅原です。持田会長には杜の都の環境をつくる審議会関係で、専門部会も含めて、居</p>

事務局（次長
兼環境部長）

久根についても、いろいろ助言いただき、対応させていただいている。

保存樹林制度について簡単にご説明したい。我々としては、個人財産に対して、所有者様の意向を無視した形で、ただ「保全しなさい」とか「がんばってお守りください」と言うのではなく、所有者の方には緑を守っていただき、そのかわりにはいろんな税制的な優遇措置を図るとか、管理費に関する支援を行うとか、そういったことが仙台市で考える一つの市民協働のあり方であろうと考えている。条例にもあるが、保存樹木、保存樹林制度、こういった制度を活用しながら屋敷林ができる限りお守りいただく方向で誘導をしているところである。いわゆる屋敷林を樹林に当てはめて指定、あるいは協定を結んでいただいた暁には、固定資産税や都市計画税、これを100%免除させていただく。つまり、その屋敷林の生えている部分の面積分に関しては、固定資産税も掛けないし、都市計画税も掛けない優遇措置をとらせている。また、維持管理上、例えば、それを生育するための肥料、あるいは改めて木を植えるときの支柱とか縄とか、そういった現物支給の支援制度を持っている。屋敷林の樹木に枯損の可能性があり、薬液注入なり外科的な手術が必要なときに、枯損防止のための一部費用に関する、限度額は30万円だが、その支援も行っている。さらには、台風や何らかの自然災害、雪、屋敷林が倒れたことによって、何とかその木を処分したいといった場合に応急措置のための費用ということで、最大1回につき10万円、これも費用助成を行っている。さらには、第三者被害が起きた場合のことを想定して、仙台市がその屋敷林なりに保険を掛け、被害に遭われた方々に保険の適用を図って費用を弁済するなどの制度もある。地権者の方々にすべてお願いして終わりということではなく、市民協働の対応の中で、このような形で制度を持っており、説明会の折には今の屋敷林をぜひこういった制度をご活用いただきお守りいただきたいとお話ししているところである。

委員の皆様方から本件についていろいろご意見をいただいた。審査事項については、その事業案件、案件についてのご意見をいただくことになっているが、先ほど風間先生のおっしゃられたような、別の場所でおこなうものについて推奨の意見を言っていただくのは、また別の形になるものと思う。

委員の皆さんで任意に合意形成をしていただきて意見として出していただくという方法もあるが、現在、「緑の基本計画」の中で議論されていることでもあり、できれば、持田先生の方からその辺を会議なり委員会なりでご発言いただけないか。

また、私どもの環境サイド、建設局サイド、都市整備局サイドでは、先ほど三つぐらいあった黄土色の楕円形のところ、それらのうちどれかが面積的にアセスメントの対象事業となり審査会でご審議いただくものが出てくるの

持田会長

ではないのかと思っており、その手続きを通じて、居久根あるいは景観も考えた形での再生、ミティゲーションのような形になるが、そういうことや、今説明いただいたような優遇措置を、その所有者、移転される方に十分お話ををして活用いただくような努力をしてまいりますとしか、今は申し上げられない。

ご意見については私どもも同じ気持ちでいるので、何とかその辺を理解いただくように頑張ってまいりたいと思う。

また、2月1日に、「百年の杜」の専門部会がある。(そちらの担当に)この雰囲気を聞いていただいてよかったです。また、専門部会で、皆様のご意見は私の方からも伝えるようにする。

いろいろ名取市などの移転地でも居久根については参考になる話もあるという話も聞いている。専門部会では、そちらの方向で発言したいということで良いか。

それ以外に諮問に書くということは難しいということである。

山本委員

今さらではあるが、例えば、今回の地権者は、2地権者である。一つの地権者の方は空き家でいらしたということが書いてあった。2地権者ともこの小さいところにお移りになるのか。

なぜそういうことをお聞きしたかというと、例えば、新しい家を建てて移るにしてもお金がないからという事情であれば、場合によっては仙台市が本当に「仙台市の杜」という形の構想を立てているのであれば、ここを仙台市の居久根公園みたいな、そういうことも本当はできたのではないか。(震災の影響によって失われる居久根は)ほかのところにも結構ある。担当部署では、そういうような姿勢とか対応を考えることはできなかったのか。「百年の杜」というのをお考えのときも、かなりお金が絡んできたり、危険が絡んできたりするが、本件は全く仙台市のあずかり知らぬところで結局進んでいて、そしてもうお売りになってという話に進んでしまっているような印象を受けるが、その点、どうなのか。何か手が打てるのではないか、考えていただけないだろうかというのが、仙台市への質問である。

今回、特殊な事情であるとは思うが、要するに、かけ声だけは幾らでも掛けられるが、そのための対策をもっと考えて初めて百年の杜というのも実現できるのではないか。識見を持った人たちが、それを守ることが基本で、税の免除や少しの補助では少し消極的過ぎはしないか。仙台市は、もう一步、進んだ姿勢を持つべきではないか。

事務局（次長
兼環境部長）

私がすべて代表で答える立場にはないと思うが、おそらく都市整備局、建設局、環境局の思いも含めて申し上げると、まさにおっしゃるとおり、残したいという気持ちはあると思う。ただ、居久根というのは、当然、皆さんご

承知のとおり、そこに住んで、そして防風林として使う、あるいは薪として使う。大きくなったら自分の家を建て直すときの柱として使うというような形で、単なる緑とは違う。そこに生活の中で使うということが介在して初めて、居久根としての意義が出てくる。それが家がなくなってしまって、地域の人にも管理してもらえない。では仙台市で管理しましょうかと言ったときに、環境教育学習の材料か何かとして、名取でやっているような形でやるということも一定程度は可能だと思うが、仙台市として、なくなっていく居久根を全部買い取ってそういう形にしていきますよというところまでの合意形成、それから市民の方々のコンセンサスは得られていないというのが現状だと思っている。

残したいと思っていらっしゃる気持ちは、多くの皆さんにあると思う。だから、そういう意味では、おそらく今度の「緑の基本計画」の審議会でも、同じような思いで議論がされていると思うので、その中でできるだけ、先ほど山本先生に言っていたように、最低限、緑として残すことも最後にはあるので、そういうところをできるだけ公園をそこの場所に移してやることも、実は別の事業では検討していただいている例もある。今回はそれもできなかつたということだが。仙台市でも事業者の方でも、できるだけそういう方向で動いているということである。

これは私の感想であるが、まだまだ水田の中の居久根のすばらしい風景というものを、市民の皆さんのが共有して、これは合掌造りのように全部残していくかなければいけないというところまでまだ至っていないというのが、正直なところかなと感じているので、努力をしてまいりたいし、また、そういう事業があったときには、せめて緑として残せないかというような工夫も、今後とも発言をしながら協力を求めていきたい。

あえて言うならばそういう形で進めさせていただくので、応援していただきたい。

皆さんが思っていらっしゃるよりも価値のあるものではないかと思うのでコメントさせていただいた。

私も言いたいことが本当は山のようにあるが、この件は以上とさせていただく。

山本委員

持田会長

事務局	<p>【次第5 事務連絡】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後の審査会 平成24年5月、6月、7月の開催を予定。 <p>予定案件</p> <ul style="list-style-type: none"> (仮称) 仙台市荒井西土地区画整理事業準備書について(審議) (仮称) 仙台市荒井南土地区画整理事業準備書について(審議) (仮称) 仙台駅東口開発計画準備書について(審議) など。 <p>※案件については、変更もあり得る。</p>
事務局	<p>【次第6 その他】</p> <p>特になし</p>
事務局	<p>【次第7 閉会】</p> <p>《審査会終了》</p>

平成24年10月22日

仙台市環境影響評価審査会会长

氏名 手塚 中川

仙台市環境影響評価審査会委員

氏名 山田 一裕

